

府政防第972号
消防災第132号
令和3年9月16日

各都道府県防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害緊急事態対処担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

災害時における安否不明者の氏名等の公表について

災害時における安否不明者（※）の氏名等の公表（以下「氏名等公表」という。）については、各地方公共団体において、それぞれの個人情報保護条例を踏まえつつ、また、全国知事会「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」も参考しながら、災害の状況や被災者の事情等に応じて判断されているところです。

例えば、7月3日に熱海市で土石流が発生した際には、特定の地域において多くの方の所在が分からずの状況となる中、静岡県災害対策本部においては、熱海市や警察とも調整し、安否不明となっている方々の名簿を公表し、個人情報保護条例との関係を整理した上で、積極的に氏名等公表を行い、広く情報を募りました。これにより、本人や知人から連絡があったことで救助対象者の絞り込みにつながり、人命の救助活動の効率化・円滑化に役立ちました。（別紙参照）

この事例を踏まえ、下記のとおり、氏名等公表を行うに当たっての留意事項を整理し、周知しますので、今後の災害対応において適切に対応してください。

本通知の内容については、警察庁警備局警備運用部警備第二課並びに総務省自治行政局行政課及び住民制度課と調整済みのものです。

また、貴都道府県内の市町村に対して、本通知を周知いただき、適切に助言いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

（※）本通知において、

「安否不明者」とは、行方不明者となる疑いのある者とする。

「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

記

1 災害が発生した際、人命の救助活動の効率化・円滑化に氏名等公表が資する場合が

あることや、発災当初の 72 時間が極めて重要な時間帯であることを踏まえ、氏名等公表の可否や判断基準、氏名等公表及びその結果寄せられた安否情報の確認・共有に係る一連の手続き等について、市町村や関係機関と連携の上、平時から検討しておくこと。その際、旅行者等の一時滞在者についても、その家族や知人等から、所在が不明であるとして警察等に情報提供がある場合を想定し、これらの者の氏名等公表についても検討しておくこと。

- 2 氏名等公表については、被災地の居住者・一時滞在者を問わず、人的被害の数について一元的に集約、調整を行う都道府県が行うことが基本となるが、局所的な災害であるなどの事情により、市町村が行なうことが安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、上記 1 で行った都道府県と当該市町村の事前調整に基づき、市町村が行なうことも考えられること。
- 3 氏名等公表については、各地方公共団体がそれぞれの個人情報保護条例に照らしてその可否を判断することとなるが、その際、安否不明者の氏名等公表を行うことにより安否情報の収集等を行い、救助活動を効率化することが重要な場合においては、氏名等公表は、人の生命又は身体の保護のため緊急の必要があるときの個人情報の提供と考えられることから、それを踏まえて個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用を検討されたいこと。
- 4 氏名等公表の対象者について、配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等の所在情報を秘匿する必要がある者が不利益を被らないよう、都道府県関係部局及び域内市町村と平時から公表時の取扱いについてあらかじめ決めておくなど十分な調整を図るとともに、公表に当たっては、あらかじめ、関係市町村に確認すること。
- 5 上記 4 の確認を含め、氏名等公表の可否の判断に時間を要する対象者がいる場合には、それ以外の公表可能な対象者から段階的に公表することも考えられること。

以上

(問合せ先)

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）付
担当：小野、桑、雨宮、蘆村
電話：03-3502-6047
消防庁国民保護・防災部防災課
担当：中村、徳田、宮本
電話：03-5253-7525

静岡県熱海市で発生した土石流災害における
安否不明者の氏名等公表にかかる経緯

7月3日

発災

静岡県災害対策本部が安否不明者約20名と公表

7月4日

被害エリアを特定

熱海市が地図及び現地確認により被災棟数130棟を特定

熱海市が住民基本台帳と突合し128世帯217人の住民を特定し安否確認に着手

7月5日夜

熱海市災害対策本部のデータを基に、静岡県災害対策本部が安否不明者64人の名簿を公表

7月6日朝

安否不明者を特定

熱海市災害対策本部のデータを基に、静岡県災害対策本部が生存が確認できた住民を除く安否不明者25人の名簿を公表

7月6日

静岡県災害対策本部及び県警察が安否不明者5人の名簿を追加公表

県警察に行方不明者として届出のあったもののうち、届出者から公表について同意を得た安否不明者5人を追加した名簿を公表

7月6日

救助・捜索活動に名簿を活用

安否不明者の住所地を地図上にプロットし、救助・捜索活動に活用

(→多くの要救助者を住所地付近で発見→活動エリアを重点化)

以降、静岡県災害対策本部及び熱海市災害対策本部において、新たな行方不明者の情報や寄せられた安否情報等を基に名簿を更新して公表

7月10日

熱海市災害対策本部のデータを基に、静岡県災害対策本部が安否不明者20人を行方不明者に認定